

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第39号）の概要

1．趣旨

本政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、関係諸政令の整備等を行うもの。

2．内容

(1) 政令の廃止（第1条関係）

公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第161号）及び中間法人法施行令（平成17年政令第365号）を廃止する。

(2) 関係諸政令の整備等（第2条～第78条関係）

その他関係諸政令（83本）について、規定の整備等を行う。

〔主な改正内容〕

民法第34条の法人に関する規定を一般社団法人・一般財団法人等に関する規定に改正

整備法による整備により条ズレや項ズレ等が発生した法律の条項を引用している政令の条項の形式的手当て

3．施行期日

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日